

議第七十七号

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の専
決処分の承認について

令和六年三月三十一日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条の規定によ
り、別紙のとおり専決処分したので報告し、その承認を求める。

令和六年五月八日提出

岐阜県知事 古田 肇

別紙

岐阜県条例第三十四号

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例（昭和四十五年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。